⑷　当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑹　仕様書で定める委託業務に応じて、次の①～⑪の資格を全て有する者であること。１者で下記①～⑪のすべての資格を有していない場合は、それぞれの資格を有する複数者でグループ協定を締結する前提で、競争に参加することができる。

①　「国有財産の調査に関する業務」及び「巡回業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「測量」、「建設コンサルタント」又は「土地家屋調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は平成19・20・21年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、宅地建物取引主任者（宅地建物取引業法第18条）の資格者を５名以上有する者であること。

②　「草刈・保守業務」、「投棄物撤去業務」及び「巣撤去業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは平成19・20・21年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

③　「柵設置業務」及び「開口部閉鎖業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

④　「看板作成設置業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成19・20・21年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑤　「樹木伐採業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

⑥　「測量業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「測量」又は「土地家屋調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であるとともに、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第３条第１項第１号から６号に定める業務を履行できる者を有する者であること。

⑦　「流出土砂撤去業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は「とび・土工・コンクリート工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

⑧　「地下埋設物調査業務」及び「ライフライン調査業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」又は「建設コンサルタント」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

⑨　「土壌汚染調査業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「地質調査」又は「計量証明」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は平成19・20・21年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき指定調査機関に指定されている者であること。

⑩　「アスベスト調査業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「建設コンサルタント」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「建築一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成19・20・21年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、アスベストの書面及び目視調査の実績を有し、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）に基づく第一種作業環境測定士（鉱物性粉じんに限る。）、計量法（平成４年法律第51号）に基づく環境計量士（濃度関係に限る。）、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級ないし二級建築士の免許登録者のいずれかの資格者を有する者であること。

⑪　「一般競争入札の補助に関する業務」を行う者は、平成19・20・21年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑺　上記⑹の有資格者のうち、建設工事又は測量・建設コンサルタント等に係る平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格の有資格者については、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。

⑻　入札説明書の交付を受けた者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒330―9716 埼玉県さいたま市中央区新都心１－１　関東財務局管財第２部審理第１課　山崎　匡人　電話048―600―1182

⑵　入札説明書の交付期間及び場所　平成22年２月16日（火）から平成22年３月29日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前９時00分から正午まで及び午後１時00分から午後５時00分まで。ただし最終日は午前９時00分から午前11時00分まで。）

①　〒330―9716 埼玉県さいたま市中央区新都心１－１　関東財務局管財第２部審理第１課　電話048―600―1182

②　〒113―8553 東京都文京区湯島４－６－15　東京財務事務所管財第１課　電話03―5842―7018

③　〒190―8575 東京都立川市錦町４－１－18　東京財務事務所立川出張所管財課　電話042―524―2195

④　〒260―8607 千葉県千葉市中央区椿森５－６－１　千葉財務事務所管財課　電話043―251―7215

⑤　〒231―8412 神奈川県横浜市中区北仲通５－57　横浜財務事務所管財課　電話045―681―0934

⑥　〒238―0006 神奈川県横須賀市日の出町１－４－１　横浜財務事務所横須賀出張所管財課　電話046―823―1047

⑦　〒400―0024 山梨県甲府市北口１－４－10　甲府財務事務所管財課　電話055―253―2261

⑶　入札説明会の日時及び場所　平成22年３月４日（木）午後１時30分から　さいたま新都心合同庁舎１号館１階多目的室１－１